

【記入の手引き】②

【保険料控除申告書】の記入について

■生命保険料、損害保険料、小規模企業共済掛金、国民年金保険料の控除申告にあたっては、必ず控除証明書を添付して下さい。

★ポイント①

生命保険料控除は次の3種類があります。

「一般用」「介護医療」「個人年金用」

(注)制度変更により 一般用と個人年金用は「新保険料」、「旧保険料」に区別されます。

*新保険料→計算式Iを *旧保険料→計算式IIを使用
控除証明書に「新・旧」が表記されています。
よくご確認の上、申告下さい。

生命保険料の控除額計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは
その端数を切り上げます。

★ポイント②

生命保険料控除額には限度額があります(最高12万)

1. 新契約(平成24年1月1日以降に締結したもの)

- 一般用の生命保険料の支払額合計：△欄に記入
- 介護医療保険料の支払額合計：C欄に記入
- 各保険料支払額が8万円を超えると、それぞれ4万円ずつ控除が受けられます。(受けられる控除は合計12万円が限度です)
- 個人年金保険料の支払額合計：D欄に記入

2. 旧契約(平成23年12月31日以前に締結したもの)

- 一般用の生命保険料の支払額合計：B欄に記入
- 個人年金保険料の支払額合計：E欄に記入
- 各保険料支払額が10万円を超えると、それぞれ5万円ずつ控除が受けられます。(受けられる控除は合計10万円が限度です)

★ポイント③

地震保険料控除には「地震保険料」と「旧長期損害保険料」の2種類があります。

* 地震保険料は (B) 欄へ記入

* 旧長期損害保険料は(C) 欄へ記入 (経過措置対象)

保険期間10年以上で満期返戻金「有」。

平成18年12月31日以前に契約したものに限る。

契約内容によっては例外もある為契約保険会社に確認をお願い致します。

※くお願い>証明書類は、貼付けしないで下さい。(クリップかホッチキスで留めてください)

平成27年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

給与の支払者の 名前(氏名) 税務署長職	(株)飯田サポートシステム 八尾市安中町1-1-29	(フリガナ) あなたの氏名 太郎 〒581 0085	長龍(用印) 太郎 〒581 0085
----------------------------	-------------------------------	--	------------------------------

◆給与所得者の保険料控除申告書

保険会社等 の名稱	保険等の 種類	保険期間 又は 年支払 期間	保険等の 契約者の氏名	保険金等の受取人 氏名	新・旧 との 区分	給与 支払 者の 種類	
一般 の 生 命 保 険 料	○○生命	養老	28年	長龍太郎	長龍花子	妻 新・旧	①
	△△生命	終身	終身	長龍太郎	長龍花子	妻 新・旧	②
命 保 険 料	(a) のうち新保険料 の金額の合計額		A50,000	Aの金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 ① 32,500 (最高40,000円) (①+②) 井井井			①
	(a) のうち旧保険料 の金額の合計額		B12,000	Bの金額を下の計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 ② 50,000 (最高40,000円) (②+③) 井井井			②
	(a) の金額の合計額		C				
个人 年 金 保 险 料 控 除	××生命	個人年金	21年	長龍太郎	支払開始日 平成 27.10.31	新・旧	③
	□□生命	個人年金	15年	長龍太郎	支払開始日 平成 35.5.10	新・旧	④
	(a) のうち初保険料 の金額の合計額		D30,000	Dの金額を下の計算式I(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 ④ 25,000 (最高40,000円) (④+⑤) 井井井			④
(a) のうち旧保険料 の金額の合計額		E50,000	Eの金額を下の計算式II(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 ⑤ 37,500 (最高40,000円) (⑤+⑥) 井井井			⑤	
計算式I (新保険料等用)			計算式II (旧保険料用等)				
A、C又はDの金額			B又はEの金額				
控除額の計算式			控除額の計算式				
20,000円以下			B又はEの金額				
20,001円から40,000円まで			25,000円以下				
40,001円から80,000円まで			25,000円から50,000円まで				
80,001以上			50,001円から100,000円まで				
			B又はE×1/2+25,000			#井井井	
			100,001以上				
			一律に50,000円				
地震 保 険 料 控 除	保 険 等 の 名 称	保 険 期 間	保 険 等 の 対 象 とな っ た 家 庭 等 に 使 用 し て い る 者 等 の 姓 名 と 統 制 標	保 険 等 の 対 象 とな っ た 家 庭 等 に 使 用 し て い る 者 等 の 姓 名 と 統 制 標	保 険 等 の 対 象 とな っ た 家 庭 等 に 使 用 し て い る 者 等 の 姓 名 と 統 制 標		
○△火災	建物(地震)	1年	長龍太郎	長龍太郎	本人		
○△損保		10年	長龍太郎	長龍太郎	本人		
(a) うち地震保険料の金額の合計			B 55,000 (最高50,000円)				
地震保険料 控除額			B の金額				
			C の金額				
			C の金額が10,000円を超 る場合は				
			C × 1/2+5,000円				
			合計				

社会保 険 料 控 除	社会保 険 の種 類	保険料を貢 ることにな っている人 の氏名 と統 制 標	あなたが本 年中に 支払った保 険料の 金額
国民年 金	日本年金機構 長龍二郎(次男)		179,760
合計 (控除額)			
小保 険 料 控 除	種 類	あなたが本 年中に 支払った保 険料の 金額	179,760
合計 (控除額)			

★ポイント④

地震保険料控除額には限度額があります。 ●地震保険料控除額+旧長期損害保険料控除額の上限金額は最高50,000円です

* 地震保険料控除限度額 50,000円 * 旧長期損害保険料控除限度額 15,000円

地震保険料だけで年間支払保険料が5万円を超えると限度額に達します。地震保険で5万円を超える証明書が一つあればそれを記入下さい。

* 日本興亜から発行されている証明書で保険の種類が「年金払い」となっているもの(経過措置対象欄に金額があるもの)は 旧長期損害保険料控除